

女性活躍推進法に基づく

社会福祉法人新潟市社会事業協会 行動計画

女性の就業継続を促進し、男女ともに全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、以下の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日

2. 当協会の課題

- ・管理職労働者に占める女性労働者の割合は高いが施設によって偏りがある。
- ・職種、職員間によって、有給休暇日数の割合に偏りがある

3. 目標と取組内容・実施時期

目標1：女性管理職の割合を40%以上にする。

＜実施期間・取組内容＞

- 令和8年4月～
 - ・女性管理職の比率を把握し、分析する。
 - ・仕事と家庭の両立を進めるための環境整備
 - ・管理職に対する女性部下育成と女性活躍への理解を深める意識啓発を行う。
 - ・毎年行動計画の結果、進捗状況を把握し、次年度も同様の取組みを行う。

目標2：全職員において、年間有給休暇取得10日以上とする。

＜実施期間・取組内容＞

- 令和8年4月～
 - ・毎年4月に各自事業の昨年度の有給休暇の取得率を把握し、有給休暇取得率を把握する。
 - ・取得率が低い部署の傾向と分析し、その対応を検討する。

女性活躍推進法に基づく女性の活躍に関する情報公表

＜対象期間：令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日）＞

（１）【女性労働者に対する職業生活に関する機会に提供】

① 管理職に占める女性労働者の割合 36. 3%

② 男女の賃金の差異

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
正規労働者	116.6%
パート・有期社員	107.8%
全ての労働者	104.4%

※正社員：社外への出向者除く。

※パート・有期社員：契約社員、アルバイト、パート。

- ・賃金：基本給、時間外手当、諸手当（通勤費を除く）、賞与
- ・非正規労働者の人員換算については、正規労働者 1 日の所定労働時間（1 日 7.75 時間）で換算した人員数を基に平均年間賃金を算出しています。
- ・年功序列型賃金体系のため、経験年数により差異が発生しています。

（２）【職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備】

① 労働者一月当たりの平均残業時間 2.3 時間

【女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供】